

# 相模原市農業委員会第8回会議議事録

開 会 日 時 令和元年10月31日 午後1時32分

閉 会 日 時 令和元年10月31日 午後2時35分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 ( 印 )

	西山 和秀		中里 州克		榎田 和子
	八木 拓美		市川 忠孝		藤村 達人
	關山 富雄		小林 康史		高橋 三行
	古木 清		齋藤 憲一		天野 明
	江藤 昭利		菱山 喜章		加藤 正博
	阿部 健		八木 健一		
	渋谷 利雄		金井 睦		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 一之瀬素弘 中山隆司 齊藤綾子  
山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席8番

議席6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第44号	農地法第3条の規定による許可申請について
3	議案第45号	農地法第4条の規定による許可申請について
4	議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請について
5	議案第47号	農用地利用集積計画の決定について
6	議案第48号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第49号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第50号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第51号	農用地利用配分計画の作成について
10	議案第52号	相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程について
11	報告第47号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
12	報告第48号	農地造成工事の施工承認について
13	報告第49号	農地造成工事の完了報告について
14	報告第50号	非農地証明書の発行について
15	報告第51号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
16	報告第52号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

**議長（八木会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第8回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、8番中里州克委員をご指名いたします。

## 日程1 会務報告

### 議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

鈴木次長に報告をいたさせます。

### 事務局（鈴木次長）

それでは、令和元年10月1日から令和元年10月30日までの主な会務について報告をさせていただきます。

初めに、1. 会議 県関係でございます。

10月16日、産業貿易センタービル地下1階B102会議室におきまして、神奈川県農業会議常設審議委員会が開催されまして、八木会長、榎田委員、私、次長ほかが出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかで本市からは諮問1件、報告6件でございます。

続いて、市関係でございます。

10月1日、産業会館3階大研修室におきまして、農業委員会第7回総会を行いまして、農業委員16名が出席されております。内容につきましては、農地法第3条の許可申請についてほかでございます。

続いて、同日、10月1日、教育会館3階大会議室2におきまして、第7回相模原市総合計画審議会が開催され、八木会長が出席されております。内容につきましては、答申案についてでございます。

続いて、10月4日、市役所本館2階第1特別会議室におきまして、相模原市表彰審査委員会が開催されまして、榎田委員が出席されております。内容につきましては、委任状、会長の選任ほかでございます。

続いて、10月15日、市役所本館2階第1、第2特別会議室におきまして、相模原市都市計画審議会が開催され、八木会長が出席されております。内容につきましては、相模原市景観計画の変更についてほかでございます。

続いて、10月23日、市役所本館5階会長室におきまして役員会を行いまして、八木会長、阿部副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続いて、2. その他でございます。

初めに、国関係でございます。

10月30日、市役所会議室棟1階第2会議室におきまして、令和元年度農地転用許可事務実態調査が行われまして、相澤事務局長、私、次長ほかが出席しております。内容につきましては、関東農政局職員による農地転用許可事務実態調査でございます。

続いて、市関係でございます。

10月1日、市役所本館5階会長室におきまして、農業委員会事務局人事発令式を行いまして、八木会長、阿部副会長、相澤事務局長、私、次長ほかが出席しております。内容につきましては、人事発令でございます。

裏面に移らせていただきます。

10月8日、市役所会議室棟2階第12会議室におきまして、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告を行いまして、農地利用最適化推進委員8名、阿部副会長を含む農業委員2名が出席されております。内容につきましては、9月の活動報告についてほかでございます。

続いて、10月9日、津久井総合事務所本館3階第1会議室におきまして、農地利用最適化推進委員津久井地区個別報告を開催いたしまして、農地利用最適化推進委員10名、八木会長を含む農業委員4名が出席されております。内容につきましては、9月の活動報告についてほかでございます。

最後、3番、台風19号に係る対応状況についてでございます。

初めに、(1)職員配備体制についてでございますが、10月11日に風水害初動体制としまして、レベル1の配備がされております。

翌日12日には、風水害警戒本部体制レベル2が配備され、同日、風水害災害対策本部体制レベル3の配備となっております。

(2)事務局職員派遣状況についてでございますが、10月11日から現在まで、災害対策本部への従事や支援体制への派遣を行っておりまして、現状では、こちらの会務報告に記載されているような派遣状況等となっております。

最後、(3)農業委員会事業の中止についてでございますが、台風19号の対応等を踏まえまして、10月25日に予定されておりました新規就農者との意見交換、10月28日に予定しておりました令和元年度農業委員会委員視察につきましては、中止とさせていただきます。

以上、会務報告を終わらせていただきます。

**議長(八木会長)**

ただいまの会務報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

**議長(八木会長)**

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程2 議案第44号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-12及び3-1007は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和元年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページをご覧ください。

收受番号3-12は、宮下本町に住む譲渡人が所有する田名の農地を、水郷田名に住む譲受人が、経営規模拡大のために、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区田名の畑、1筆、416㎡です。今後の作付は、ヤマトイモ、キャベツ、白菜の栽培を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地19筆、15,371㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上も満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人は160日、譲受人の父が300日、譲受人の母が300日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で本庁分を終わります。

続きまして、津久井事務所管内の1件についてご説明します。同じく、2ページをご覧ください。

收受番号3-1007は、被相続人の遺言執行者が管理する農地を、緑区中野に住む譲受人が、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は2ページをご覧ください。申請地は、中野の畑、1筆、50㎡です。今後の作付は、里芋栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地8筆、1,289㎡全て適切に管理されていることを確認しております。下限面積要件については、2,000㎡以上を満たしていませんが、許可の例外規定として、位置・面積・形状等から隣接する畑と一体利用しなければ利用困難と認められる場合には権利取得ができると定められています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が250日、譲受人の夫が250日であり、従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号3 - 12については、中央区担当委員の金井委員、よろしく願いいたします。

**14番（金井委員）**

10月28日に現地を視察してきました。一面きれいにうなっておりまして、横を見ますと、隣接する2枚の畑も一緒に耕作するということなので、特に問題はないと思います。

以上、検討をお願いします。

**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号3 - 1007については、津久井地区担当委員、菱山委員さん、よろしく願いいたします。

**12番（菱山委員）**

27日に現地調査に行っておりました。事務局の説明のとおり、譲受人は被相続人の妹という話で、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第44号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程2議案第44号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程3 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程3議案第45号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-10から4-11は、相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページをご覧ください。

收受番号4-10は、申請人が所有する麻溝台の農地、1筆、965㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は3ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、借り受け予定者からの要望により、駐車場として転用するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、東側に鋼板単管パイプ横2段を設置し、西、南側は単管パイプ横2段を設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原友愛温泉病院の南約410mです。

続きまして、收受番号4-11は、申請人が所有する田名の農地、1筆、913㎡を資材置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は4ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置き場として転用するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、西側を既設ブロック2段積み、東、南側は既設万能鋼板を利用し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は、しおだこぶし橋公園の南西約340mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号4-10については、南区担当委員、關山委員さん、よろしく申し上げます。

### 3番（關山委員）

10月29日に現地を見てまいりましたけれども、この辺一帯は既に資材置き場、駐車場、ちょうど今、赤でくくってあるところとその左側で全て、左右そういう状況の場所です。地主さん自体は両方とも同じ方で、約半分を駐車場にするという感じですね。こういう状況ですと、やむを得ないのかなと感じました。特に問題はないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。



**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号４ - １１については、中央区担当委員、金井睦委員、よろしく  
お願いします。

**１４番（金井委員）**

１０月２８日に現地を視察してきました。写真のとおり、既に道路以外のところは塀  
が立っており、隣がりサイクルセンターや資材置き場等々になっておりまして、多少、  
耕作はしてあるんですけども、三方が同じような状況なので、資材置き場にしても何  
も影響はないかと思われまます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

**議長（八木会長）**

これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第４５号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程３議案第４５号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程4議案第46号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、5ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1034から5-1036は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページをご覧ください。

收受番号5-1034は、貸出人が所有する緑区烏屋の農地、1筆、283㎡のうち46.69㎡に賃借権を設定して、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は5ページをご覧ください。農地区分は農業振興地域内の農用地です。申請理由といたしましては、リニア中央新幹線整備に伴う送電用鉄塔の建設に伴い、掘削による地質調査を行うためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設土留め矢板を利用し、雨水は敷地内浸透とする計画です。転用期間は許可日から令和元年12月31日までの予定です。申請地は緑区役所烏屋出張所の北東約950mです。

続きまして、收受番号5-1035は、譲渡人が所有する緑区小倉の農地、1筆、499㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は6ページをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線建設に伴う収用により、新たに自己住宅を建築するためでございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲を新設コンクリートブロック1から2段積み及び新設縁石を利用し、雨水については、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は向原南公園の南西約800mです。

続きまして、收受番号5-1036は、譲渡人が所有する緑区名倉の農地、1筆、408㎡を所有権移転して、自己住宅を建築するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は7ページをご覧ください。農地区分は第2種農地でございます。申請理由は、現在住んでいる自宅を売却し、新たに自己住宅を建築するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設コンクリートブロック3段積み及び新設RC擁壁及び既存ブロック積みを利用し、雨水については、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は市立藤野診療所の南西約1,310mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号5 - 1034については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

### 15番（榎田委員）

10月28日に現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおり、リニアのための一時的な調査で、期間を区切って転用するというので、何ら問題はないと思います。この地図でいきますと、下から右の真ん中まで道がありますけれども、これは本線ではありませんで、地図の右下のほうにバス通りがありまして、そのそばに、今回、荒れた串川が流れています。左上に向かって山になっています。平らに見えますけど、ずっと向こうが高くなっております。ここは台風19号でも特に崩れた様子はありませんでした。

以上です。

### 議長（八木会長）

收受番号5 - 1035については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

### 11番（齋藤委員）

10月26日に現地調査をいたしました。地目的に、ここ一帯は、昔、田んぼの場所ですけど、現状は、一部、畑をやっている方がいたり、ほとんど住宅地になっているような場所です。約500㎡弱で、現況は普通の畑ですけど、譲渡人は農業をしっかりとやっている方です。ここは農振地区ですけど、先ほど御説明があったように、リニア中央新幹線の建設に伴う収用のために、譲受人が新たに自己住宅を建設する場所です。一番奥に竹やぶみたいのがあって、右の奥に山みたいなのがあるんですけど、竹やぶのそばに相模川が流れているんです。一番奥の白と赤の棒が立っている一番左の奥ですけど、このすぐそばに、約1mぐらいのコンクリでできたのが、右側から左のほうに約100m以上の堤防があるんです。私、この前見て、このすぐそばまで串川が氾濫して、相模川の水がすごく多かったので、逆流して、ここには乗らなかったんですけど、堤防のそばまで水が来て、川のほうを見ると、びっくりするぐらい、ひどい状態でありました。リニアの関係で移転せざるを得ないから、譲受人はここに住宅を建てるわけですけど、一部、畑、イモや白菜やキャベツなんかをつくっている方がいらっしゃいますが、農地で残すような状況の場所ではなくなっていて、図面見ていただくとわかるように、ほとんど住宅です。6月にも、赤い柱が立っている手前側を3条で同じ譲渡人と譲受人で皆さんにご審議してもらって、約187㎡、譲受人が畑をやるということで可決した案件が出た場所です。問題ない状況ということで、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

### 議長（八木会長）

次に、收受番号5 - 1036については、藤野地区担当委員さん、どうぞ。

### 18番（天野委員）

今月の27日、現地調査に伺いました。事務局の説明及び申請関係の書類を判断いたしまして、これについては妥当と判断いたします。

以上です。

**議長（八木会長）**

これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第46号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程4議案第46号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第47号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、7ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-1013から31-1016は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページをご覧ください。

整理番号31-1013から1016は、農地所有適格法人以外の法人が、経営規模拡大のため、解除条件付きで新たに利用権を設定するものです。案内図は8ページから11ページをご覧ください。契約期間は3年2カ月、件数は4件、4筆、面積は3,458㎡です。なお、4件のうち、整理番号31-1013と1014の2件については、市長との協定書の改定に伴い新規扱いとなったものですが、実際は以前から借り受けをしているところがございます。よって、実際の増加分としては、整理番号31-1015と1016の2件、2筆、面積が2,180㎡となります。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第47号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

全員挙手

### 議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程5 議案第47号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

続いて、日程6議案第48号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、9ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-53から31-54は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページから11ページをご覧ください。案内図は12ページから14ページをご覧ください。

整理番号31-53から31-54は、耕作者への貸し出しのため、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が借り受けるためのものです。なお、整理番号31-54については、相模原市農協が中間保有します。件数は2件、7筆、面積は6,565㎡で、全て新規の申請です。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第48号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

全員挙手

### 議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程6議案第48号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第49号 農用地利用集積計画の決定について

**議長（八木会長）**

続いて、日程7議案第49号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、12ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第49号 農用地利用計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-55から31-60は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページから15ページをご覧ください。案内図は12ページから13ページ及び15ページから16ページをご覧ください。

整理番号31-55から31-60は、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が、地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すものです。このうち、31-57から31-60については、相模原市農協が中間保有していた農地を今回貸し出すものです。件数は6件、10筆、面積は4,664㎡で、新規の申請です。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第49号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

全員挙手

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第49号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 5 0 号 農用地利用集積計画の決定について

## 日程 9 議案第 5 1 号 農用地利用配分計画の作成について

### 議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 5 0 号、日程 9 議案第 5 1 号につきましては、関連議案になりますので、2 議案を一括して議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

### 議長（八木会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、議案第 5 0 号、第 5 1 号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、初めに議案第 5 0 号を朗読いたします。16 ページをご覧ください。

議案第 5 0 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 31 - 1017 から 31 - 1033 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 10 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17 ページから 24 ページをご覧ください。

整理番号 31 - 1017 から 1033 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、土地所有者から耕作者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 17 件、39 筆、面積は 27,281 m<sup>2</sup>のうち、26,486 m<sup>2</sup>で、全て契約期間満了による利用権の更新を行うものです。

続きまして、議案第 5 1 号を朗読いたします。25 ページをご覧ください。

議案第 5 1 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 31 - 1002 から 31 - 1003 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和元年 10 月 10 日付で相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和元年 10 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、26 ページから 28 ページをご覧ください。

整理番号 31 - 1002 及び 1003 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、耕作者に農地を貸し出すための利用配分計画の案件で、相模原市長から農業委員会へ意見を求められているものです。件数は 2 件、39 筆、面積は 26,486 m<sup>2</sup>で、全て更新です。

以上で議案第 5 0 号及び第 5 1 号の説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。



## 質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることでご異議ございませんか。

## [ 異議なしの声 ]

議長（八木会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第50号及び議案第51号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

## 全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程8議案第50号及び日程9議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 10 議案第 52 号 相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改

### 正する規程について

#### 議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 52 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、29 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 52 号 相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程について。相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。令和元年 10 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、30 ページをご覧ください。

本件の改正は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律による農地法の改正に伴いまして、同法の条項を引用する規定を整理するものでございます。

34 ページをご覧ください。

訂正の箇所は、34 ページ上段の（3）、35 ページ中段の（2）及び 36 ページ下段の（2）でございます。

以上で説明を終わります。

#### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 質疑なし

#### 議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 52 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### 全員挙手

#### 議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 10 議案第 52 号については、原案のとおり決定いたしました。

利用状況の報告について

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 1 報告第 4 7 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、40 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 4 7 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 7 号の規定により、別紙のとおり農用地の利用状況報告書が相模原市長あてに提出され、その写しが送付されたので報告する。令和元年 10 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、41 ページから 42 ページをご覧ください。

泉橋酒造株式会社の平成 30 年 7 月 1 日から令和元年 6 月 30 日までの 1 年間に関する報告です。

項目 2 の報告に係る土地の所在等につきましては、43 ページから 46 ページをご覧ください。

利用権の設定を受けた土地は、合計で 58 筆、29,568 m<sup>2</sup>になります。

続きまして、47 ページをご覧ください。

株式会社都木材緑化の平成 30 年 10 月 4 日から令和元年 7 月 31 日までの報告です。

項目 2 の報告に係る土地の所在等につきましては、49 ページをご覧ください。

利用権の設定を受けた土地は、合計で 4 筆、2,762 m<sup>2</sup>です。

最後に、50 ページをご覧ください。

株式会社コトブキ園の平成 30 年 8 月 1 日から令和 7 月 31 日までの 1 年間に関する報告です。

項目 2 の報告に係る土地の所在等につきましては、52 ページをご覧ください。

利用権の設定を受けた土地は、合計で 2 筆、2,548 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

16 番（藤村委員）

50 ページのコトブキ園さん、たしか卵屋さんですね。52 ページのところ、2 つで 2 反ぐらいの土地で、推進委員さん、やっぱり、ここはこういう人が借りているよということを言い含めて見ておいたほうがいいですね。確認はしました？ していない？

**事務局（伊藤担当課長）**

今回の案件については、確認はいたしておりません。

**16番（藤村委員）**

まあ、したほうがいいですね。

**事務局（伊藤担当課長）**

はい。

**議長（八木会長）**

今後、現地も注意しながら見ていきたいと思います。

**16番（藤村委員）**

推進委員さんは地図だけなので、ここはそうだよということは何も書いていないんですね。だから、そういうのがあったほうが、ちょっと注意しながらというのはあると思うんですね。

**議長（八木会長）**

ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

ないようですので、以上で日程11報告第47号を終わります。

## 日程 1 2 報告第 4 8 号 農地造成工事の施工承認について

**議長（八木会長）**

日程 1 2 報告第 4 8 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、53 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 4 8 号 農地造成工事の施工承認について。別紙農地の造成工事施工承認申請について、審査及び指導した結果、適切と認められるため、農地造成工事指導要綱第 5 条第 1 項の規定により承認し、専決処理したので報告する。令和元年 10 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、54 ページをご覧ください。

承認番号 11 - 2 は、田から畑への変換を目的として盛り土するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。隣接地への被害防除対策につきましては、東側、南側、北側に鋼板を設置し、西側は近接地と等高に盛り土する計画になっています。今後の作付につきましては、大根、白菜、キャベツを予定しています。10 月 2 日に地区担当委員さんと現地立ち会いで審査した結果、農地造成工事として適切であると判断し、10 月 7 日に専決処理をいたしました。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

以上で日程 1 2 報告第 4 8 号を終わります。

## 日程 1 3 報告第 4 9 号 農地造成工事の完了報告について

**議長（八木会長）**

日程 1 3 報告第 4 9 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、55 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 4 9 号 農地造成工事の完了報告について。別紙農地造成工事施工完了報告について、農地造成工事指導要綱第 1 2 条第 1 項の規定により検査した結果、承認どおり工事が完了したと認められるため、同条第 4 項の規定により報告する。令和元年 1 0 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、56 ページをご覧ください。

承認番号 1 1 - 1 は、5 月 3 1 日に承認を行った農地造成工事で、6 月 2 8 日に事務局にて中間検査を行い、1 0 月 3 日に地区担当委員さんと完了検査をし、専決処理したので報告するものです。工事前、工事完了後の状況は、スクリーンをご覧ください。工事完了のおくれにつきましては、作業時に現地及び隣接地に不法投棄された産業廃棄物が発見されたため、是正処置を行うという不測の事態が発生したためです。承認当初はブルーベリーの作付を予定していましたが、是正処置並びに隣地の買い足しなどが生じたため、今後は高度化施設によるキノコ栽培への変更を予定しています。工事後、隣接地との境界につきましては、隣接地と等高としております。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

ないようですので、以上で日程 1 3 報告第 4 9 号を終わります。

## 日程14 報告第50号 非農地証明書の発行について

**議長（八木会長）**

日程14 報告第50号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、57ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第50号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第4条第1項第2号の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、58ページから60ページをご覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内と津久井事務所管内、合計で9件でございます。

非農地の状況の内訳としましては、建築物の敷地が4筆、駐車場が4筆、進入路が2筆、位置・面積・形状等から農地利用困難が3筆、山林が1筆、合計9件、14筆で、3,967㎡です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

以上で日程14 報告第50号を終わります。

## 日程 1 5 報告第 5 1 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

### 議長（八木会長）

続きまして、日程 1 5 報告第 5 1 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、6 1 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 5 1 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号及び第 8 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 1 0 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、6 2 ページから 6 3 ページをご覧ください。

今回の届け出件数は、本庁管内の 8 件、1 8 筆と、津久井事務所管内の 2 件、3 筆でございます。現況農地の箇所につきましては、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 5 報告第 5 1 号を終わります。



ついて

**議長（八木会長）**

続いて、日程 1 6 報告第 5 2 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、6 4 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 5 2 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 1 0 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、6 5 ページから 6 6 ページをご覧ください。

第 4 条の届け出件数は、本庁分のみで、1 0 件、1 4 筆です。

続いて、6 7 ページから 7 2 ページをご覧ください。

第 5 条の届け出の件数も本庁分のみで、3 5 件、4 9 筆です。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いします。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

以上で日程 1 6 報告第 5 2 号を終わります。

**議長（八木会長）**

それでは、ないようですので、以上をもちまして、相模原市農業委員会第 8 回総会を終了いたします。